

新 旧 対 照 表
 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について（通知）
 （平成28年3月31日付け社援発0331第41号厚生労働省社会・援護局長通知）

新	旧
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について（通知）</p> <p>社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号。以下「改正法」という。）については、本日公布され、その概要について、本日付け社援0331発第40号当職通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について」を发出したところです。</p> <p>改正法の一部が本年4月1日から施行されることに伴い、社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第184号）、社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成28年政令第185号。以下「改正政令」という。）、社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第78号。以下「改正規則」という。）、社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号。以下「会計基準省令」という。）、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部改正する省令（平成28年文部科学省・厚生労働省令第4号）、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令（平成28年文部科学省・厚生労働省令第5号）、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第77号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を定める件（平成28年厚生労働省告示第184号）が本日公布され、本年4月1日から施行することとされています。</p> <p>本年4月1日から施行することとされている改正法、改正政令及び改正規則等の趣旨、主な内容等は、下記のとおりですので、内容を十分御了知の上、管内関係機関及び関係団体等へ周知をお願いいたします。</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について（通知）</p> <p>社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号。以下「改正法」という。）については、本日公布され、その概要について、本日付け社援0331発第40号当職通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について」を发出したところです。</p> <p>改正法の一部が本年4月1日から施行されることに伴い、社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第184号）、社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成28年政令第185号。以下「改正政令」という。）、社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第78号。以下「改正規則」という。）、社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号。以下「会計基準省令」という。）、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部改正する省令（平成28年文部科学省・厚生労働省令第4号）、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令（平成28年文部科学省・厚生労働省令第5号）、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第77号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を定める件（平成28年厚生労働省告示第184号）が本日公布され、本年4月1日から施行することとされています。</p> <p>本年4月1日から施行することとされている改正法、改正政令及び改正規則等の趣旨、主な内容等は、下記のとおりですので、内容を十分御了知の上、管内関係機関及び関係団体等へ周知をお願いいたします。</p>

また、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

第一 社会福祉法の一部改正について

1 改正の趣旨
(略)

2 改正の内容

一 「地域における公益的な取組」を行う責務に関する事項
(略)

二 特別の利益供与の禁止に関する事項
(略)

三 事業運営の透明性の向上に関する事項

社会福祉法人は、高い公益性と非営利性を備えた法人であり、その運営の状況について、国民に対する説明責任を十分に果たす必要がある。

このため、公益財団法人等と同等以上の事業運営の透明性を確保することとし、閲覧対象者を利害関係者から国民に拡大し、閲覧対象書類に定款及び現況報告書を追加するとともに、定款、貸借対照表及び収支計算書について、インターネットの利用により公表することとしたこと。（新法第59条の2及び新規則第10条）

四 社会福祉法人会計基準に関する事項
(略)

五 指導監督等に関する事項
(略)

六 その他の留意事項
(略)

第二 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正について
(略)

第三 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正等について
(略)

また、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

第一 社会福祉法の一部改正について

1 改正の趣旨
(略)

2 改正の内容

一 「地域における公益的な取組」を行う責務に関する事項
(略)

二 特別の利益供与の禁止に関する事項
(略)

三 事業運営の透明性の向上に関する事項

社会福祉法人は、高い公益性と非営利性を備えた法人であり、その運営の状況について、国民に対する説明責任を十分に果たす必要がある。

このため、公益財団法人等と同等以上の事業運営の透明性を確保することとし、閲覧対象者を利害関係者から国民に拡大し、閲覧対象書類に定款及び現況報告書を追加するとともに、定款、貸借対照表、収支計算書及び財産目録について、インターネットの利用により公表することとしたこと。（新法第59条の2及び新規則第10条）

四 社会福祉法人会計基準に関する事項
(略)

五 指導監督等に関する事項
(略)

六 その他の留意事項
(略)

第二 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正について
(略)

第三 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正等について
(略)